

令和6年12月16日  
101会議室

第5回  
立川市第4次学校教育振興基本計画  
検討委員会

立川市教育委員会

## 第5回 立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会

1 日 時 令和6年12月16日(月)

開会 午後 6時30分

閉会 午後 7時59分

休憩① 無

2 場 所 101会議室

3 出席者

委員	末松裕基	橋本憲幸
	藤畑志保	小野克城
	坂下香澄	島村雄次郎
	山口聡	嶋田敦子
	森幹彦	

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤 真志	教育総務課長	臼井 隆行
学務課長	澤田 克巳	指導課長	佐藤 達哉
教育支援課長	高橋 周	学校給食課長	青木 勇
主任指導主事	片山 伸哉	統括指導主事	野津 公輝

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課庶務係長	和田 健治
学務課管理係長	安藤 悦宏
学校給食課管理係長	遠藤 昇平
教育総務課庶務係	渡邊 卓也

議 題

- 1 立川市第4次学校教育振興基本計画（素案）について
- 2 その他

第5回 立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会 次第

令和6年12月16日

101会議室

議 題

- 1 立川市第4次学校教育振興基本計画（素案）について
- 2 その他

---

○**臼井教育総務課長** 皆さま、こんばんは。本日もお忙しいところ、またお寒いところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、第5回立川市第4次学校教育振興基本計画検討委員会となります。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日は竹内委員から欠席のご連絡を頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは委員長、開会をよろしくお願いいたします。

○**委員長** 皆さんこんばんは。いよいよ本日最終回ということで、早速ですが、まず、事務局より資料が配布されておりますので、確認をお願いいたします。

[教育総務課長より資料の確認]

---

#### ◎議 題

##### (1) 立川市第4次学校教育振興基本計画(素案)について

○**委員長** それでは、議題に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。本日は、先ほど申し上げましたように、最終回となりますので、素案の案につきまして、最初から全体について、質問、確認したい点等を出していただければと思います。

これまでは2時間ほど議論の時間を取ってまいりましたが、本日は最終回ということもありますので、基本計画の素案につきましての検討をまず1時間ほど時間を取りたいと思います。それが終わりましたら、19時30分から30分ほど、皆さんのほうから最後、何かお気付きの点や、全体を振り返って簡単なご挨拶等をいただければと思います。

それでは、素案の案の改訂版を出していただいておりますので、事務局よりご説明をお願いいたします。

[教育総務課長より資料1に基づき説明]

○**委員長** ありがとうございます。かなり視覚的にも工夫を頂いて、見やすくなってきたと思います。

そうしましたら、1時間弱ぐらいですので、まずは第1章から第3章に関しまして、何かご確認やお気付きの点がございましたらご発言いただけますでしょうか。その後、いったん区切りをつけて、第4章の検討に入っていきたいのですが、1、2、3章について、もう少し何か出てきたりもするかもしれませんので、その場合はさかのぼってご発言いただければと思います。

では、まずは第1から第3章までにつきまして、何かございましたら、よろしくお願いいたします。

○**A委員** 非常に分かりやすくなったなと思って読んでいました。ありがとうございます。

用語に関して、2ページの「参酌」ですが、これを読むのが大変ではないかという気がし

ます。用語解説が探せない人もいるのではないかと思います。他に読みが分からないものはなさそうですが、一応ご確認いただくのがよろしいかと思います。

それから、どこまでが用語解説で入っているのかが分からない部分がありました。例えば、点線でアンダーラインが引いてあるなど、何か目印が付いていると、この用語があると分かると思いますので、よろしくお願いします。

○**臼井教育総務課長** 難しい漢字の読み仮名については、ルビを振るとするのは少し検討してみたいと思います。それから、後段のほうも、どこまでが用語解説になるのか区別ができるような工夫ができるかどうか検討したいと思います。

○**委員長** ありがとうございます。それでは、それ以外でいかがでしょうか。

もしなければ、第4章に移りたいと思います。第4章以降に関しまして、何かございましたら、質問やご発言等よろしくお願いいたします。

○**B委員** 84 ページの用語解説「個別指導計画」の解説文の下から2行目に、「個別の教育支援計画を踏まえて個別指導計画を作成することが重要である」とありますが、「個別の教育支援計画」が何かというのは特に記載がありません。特別支援教育の方を見ると、学校生活支援シートのことは触れているのですが、特にこの用語は載っていないので、どこかに説明があった方がわかりやすいと思います。「個別の教育支援計画」が文章の中に載っていないのでそれを用語解説するわけにもいかないのですが、括弧書きでもよいので記載があってもよいのかなと思いました。

○**委員長** 確かに説明があったほうがいいですね。ご検討いただければと思います。

○**C委員** 36 ページの2-1-④の「自他の生命を尊重する取組の推進」について、用語解説の79 ページに、「生命（いのち）の安全教育」というのがありますが、包括的性教育という言葉は入れられないのですか。ここに「自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を」ということを身に付けるということは書かれています。性教育の中には、リプロダクティブ・ヘルス・ライツ、そういう権利的なことも含まれていると思います。その文言は世界的なものなので、その言葉が入れられないかなというのがあるのですが、ご検討はいかがでしょうか。

○**委員長** 包括的性教育という言葉があったらいいのではないかとのご指摘だと思いますが、いかがでしょう。79 ページの「生命（いのち）の安全教育」というところです。

○**佐藤指導課長** 包括的性教育という言葉が、文科省で使用されているかどうかという部分も視点としてあるのかと考えております。ただ、内容や取組としては非常に重要なものと考えておりますので、その中でもしっかり取り組んでいけるものと考えております。

○**委員長** おそらく生命を大切にするとか、そのあたりに含めてですね。性暴力の問題だけでなく、権利の問題として、おそらく知識としても自分の人生を考える上でも、あとは他者を敬う上でも身に付けていただきたい気がします。

文科省になくても先んじて入れるというのは一つ手だと思います。「生命を大切にする」のあたりに入れておくという解釈もできたという感じですね。その辺の交通整理を意識的にやっていただくと読みやすくなると思います。

○D委員 さまざま修正していただいてありがとうございます。これだけ多くの言葉を盛り込んでいただいて、本当にありがたいと思うのですが、その中で情報モラル、情報リテラシーについて、その単語すらも盛り込まれなかったというのは、私は残念だなと思います。世界的にも子どもたちに情報について、どうやって向き合わせるかというのは大きな課題として認識されていて、保護者の方も、そういうところに注目している方もいらっしゃると思います。本当にこれを盛り込まなくて大丈夫かなと思ったので、ご意見いただければと思います。

それから55ページです。8-1-②の中で、4行目に「教員の働き方改革を実現します」とあります。ただ、教員端末を1台化することで、教員の働き方改革を実現できるのかは疑問に思います。

それから最後の行にも、「生徒の情報活用能力の育成を実現します」となっているのですが、「実現します」というのは強い言い方で、本当に実現できるのかなと思ってしまう方もいるかと思うので、前のところと同じように「図ります」や「推進します」や「目指します」など、そういった言葉のほうが適しているのではないかと思います。

○委員長 意味が限定されるということですね。「支援します」や「促進します」のほうが、行政的にいいかもしれません。

○澤田学務課長 まず、情報モラル教育の部分でございます。こちらの学校教育振興基本計画の中には、そういった言葉は盛り込んではいないのですが、これとは別に、学校教育情報化推進計画というのを今、作成しております。そちらのほうには、情報モラル教育の充実というところで、盛り込む予定で動いている状況でございます。

55ページの8-1-②の表現のところでございます。確かに教員端末を1台化することで作業がかなりはかどる、教員の仕事の中での改善がかなり図られるという意味合いはあるのですが、その辺の表現、「実現します」があまり適していなければ、そこは考えたいと思います。

最後の「育成を実現します」の部分も、D委員のおっしゃるとおりでございますので、「図ります」、もしくは「推進します」というような文言の修正をしていきたいと考えております。

○委員長 情報モラルやリテラシーの問題は、入れるとしたらどこに入りそうですか。

○D委員 最初のころは、安全教育のところや豊かな心のところなど、いろいろと考えてはいたのですが、今のところでは、55ページの8-1-②のところに、「情報モラル教育に取り組みます」など一言入れていただいてもいいかと思います。今となっては大きく取り扱うことは難しいかなとは思っていますので、一言どこかに入れていただくことは可能ではないかという気がします。

○委員長 ICT環境の整備は少しニュアンスが違いますかね。子どもたちの学習面とか、心の育成面とか、そのあたりに少し入れられると。確かに大きな問題で、世界的にSNSとかをどうするか。これは子どもだけではない、大人も、精神のエコロジーという気がします。そのあたりどうですか。

○佐藤指導課長 委員ご指摘のように、安全教育や心の教育というところに当てはまるかと思えます。一方で55ページの最後の行です。「児童・生徒の情報活用能力の育成を実現します」

という中に情報モラル教育も含まれているとともに、また先ほどの34ページ、安全教育の中で、毎年東京都が作成しています「安全教育プログラム」というものがあります。その中で必ず指導する基本事項の中に、スマートフォン等の使用時の安全等に関連させて、「SNS 東京ノート」などを活用して指導するという事項が含まれております。そのため、ワードとしては入らないかもしれないのですが、ここにそういった意義は存分に含まれると認識しております。

○委員長 確かに、今後少なくなることはないのでは入れてもいいですね。教育部長、いかがですか。

○齋藤教育部長 今後さらに重要性が高まっていく中で、活用に当たっての裏腹な関係で、モラルやリテラシーがないと、より正しい適切な活用はできないこととなります。この部分、34ページの部分に書き足すのが適切なのか、あるいは、55ページの指摘もある中で、この「児童・生徒の情報活用能力」のところに「情報モラルや情報リテラシーを含めた活用能力」というような形で入れるのか、D委員のほうからご指摘いただいた内容について検討したいと思います。

○委員長 先ほど、学務課長がおっしゃったように、別の計画というのはあるということに触れてもいいかもしれません。関連する計画が別にあるということなので、詳細はそちらに規定されると書いてもいいかもしれないですね。市としては、そのあたりを意識しているのが分かるようにしておいたらいいのではということですね。

○D委員 50ページの「主な課題」のところで、1行目の「つなげていくために」の後に読点を入れたほうがいいのではないかと思います。それから57ページ、9-1-①のところ、「父母負担軽減補助金」というのがありますが、この言葉は検索しても、立川市でも東京都でも出てきませんでした。子どもは父母が育てているとは限らないので、東京都の場合は、保護者という言葉で統一していると思います。私立の学校や、ほかの自治体では、そういう名称のところはあるのですが、保護者負担軽減補助金のほうが正しいのではないかと思います。

それから、59ページに、度々「啓発」という言葉が出てきて、「情報発信」や「周知」など、そういう言葉に置き換えたほうがよいと思いました。「啓発」というと、上の者が下の者にしていく、教えさす、のような上下関係を感じる言葉なので、「啓発」という言葉でなくてもいいのではないかと思います。

○委員長 読点をご検討いただくということでもいいのかなと思います。「父母負担軽減補助金」について、こちらは制度的な言葉ですか。

○澤田学務課長 本市で定めた要綱で、「父母負担軽減補助金」という文言を使用しているので、その文言が載っています。この文面の前段に「児童・生徒の保護者に対して」と加えさせていただいておりますが、「父母負担軽減補助金」は一つの制度名なので、ご了承いただきたいと思います。

59ページの「啓発」について、確かにこのページには「啓発」という言葉が4カ所ぐらいあります。「周知」もしくは「情報発信」に置き換えられるかどうか、持ち帰って検討させて

いただきたいと思います。

○委員長 「父母負担軽減補助金」は、93 ページに、制度の名称とか固有名詞と分かるように書いたほうがいいですね。D委員がおっしゃっているのはごもつともで、そういう制度自体の名称も本来もう変えないといけないのではないかというご指摘も含むことですね。

あとは、59 ページの「啓発」という言葉は、私個人はあまり嫌いな言葉ではありません。啓発はしていかないといけないという立場をあえて開示している、私は大事な言葉かと思えます。

○職務代理 「啓蒙」という言葉を使ってしまうと、それはいわゆる上から目線という感じがしますが、ここは薬物乱用防止等で、まさに啓発しなければいけない事柄について述べているように思いますので、そこまで強い違和感はありません。

○委員長 意図があれば私はいいかなという感じがします。D委員、やはり違和感がありますか。

○D委員 前回、どなたか発言されていたような気がして、気になり出しました。出てくる回数も多いので、それが全部啓発でいいのかなと思いました。

○委員長 頻度を下げて使用すればいいですかね。

○E委員 用語解説の 79 ページの最初の「生きる力」のところですが、「平成 10 年の学習指導要領改訂の際に」ということで、この本文はそこから引っ張ってきた内容で間違いはないでしょうか。

○委員長 これは学習指導要領から引っ張っているのは間違いありません。

○E委員 ありがとうございます。ということは、この①から③まで、説明が下書いているのですが、その辺も一語一句とは言わないですが、引用の域を出ないという形でしょうか。それとも、ここに関してはアレンジメントされているのでしょうか。

○委員長 ここもそのままですね。

○E委員 普通に読んでいて、違和感なく感じているところがずっと続いてきたのですが、3 番の「たくましく生きるための健康や体力、などのこと」という中で、私の希望でもあるのですが、ここに「経験」を入れていただきたいです。この文章をずっと読んでいくと、①のところ、「基礎的な知識・技能を習得し、活用、判断、表現、積極的に対応し、解決する力」、「協調性や他人を思いやる」というのが②番に書いてあって、③番のところに、まとめに入っているのかなというところで、「たくましく生きるための健康や体力、などのこと」で終わってしまっているのですが、ここに、生きていく上でのさまざまな経験値というか、経験という言葉を入れることによって、もう少し広く「生きる力」ということを言い表せるのではないのかなと個人的には思ったので、経験という言葉も、もし可能であれば入れるとさらに分かりやすくなると思います。

それから、ここまで用語解説がたくさんあると思っていなかったのですが、とてもたくさんあるということで、逆にこれを読んでいくことによって、より理解ができるのかなというところがあります。何が言いたいかという、この用語解説の逆字引的なものが必要になっ

てくるのかなと思いました。

短時間で把握しようとする時に、この用語解説に目を通しておくことが、全体を把握する上で非常に有効な手段だと思います。その上で、この「生きる力」はどこに書いてあるのだろうと思って戻ろうとしても、これだけ分量があると分かりません。せめて複数出れば複数の出たページだけでも書いておいていただければ、より短時間で把握ができるのかなと思いました。

例えばこの「生きる力」であれば何ページと何ページに記載がありますよ、のような書き方で、この下の余白に書いてあるだけでもより親切なのかと思いました。面倒くさいかもしれないのですが、それがあると大変助かるかと思いました。本文と用語が書いてあって、非常にリンクしていると思いますので、お話しさせていただきました。あと、前段でお話し申し上げた、「経験」ということをどこかに入れていただけるといいかと思いました。

○職務代理 今、E委員がおっしゃったことを、私も申し上げようと思っていました。用語解説の用語がどのページに載っているのかというのが、書籍の場合の索引のような感じで、用語のこれが何ページと何ページに載っているということが分かると、戻ることができるのでとてもいいかと思います。これまでのことを大変細やかに反映していただけていて、用語解説も非常に充実したものになっていますので、そうした対応があるとさらに分かりやすくなるかと思いました。

○委員長 1行足して、ページ数を入れていただけるといいかもしれません。全部機械的に拾うというよりも、ここは見てほしいということを検索して入れていただくといいかもしれません。

○職務代理 それから、解説の典拠が載っているといいなと思いました。例えば79ページの「はじめ」の場合には、最後に「いじめ防止対策推進法より」と書いてあって、これはそこに書いてあるということが分かるのですが、例えば82ページの「共生社会」というのがありますが、この解説が何に基づいたものなのかが分かるといいなと思います。これも逐一面倒な作業になってしまうのですが、解説のところに、参考にしたのはこれだということが分かると、読んでいる側としても、そうなのだなと納得しながら読み進めることができるかと思いました。

○委員長 用語解説につきましては、ページ数を入れると読みやすくなると思うので、検討いただければと思います。出典は、本文で「教育基本法によると」のように書いてあるのが多いかと思うので、出典を書けるところは、そういうふうを書く、ないしは最後に「基本法より」とか、できるだけ書くということですかね。それ以外、書けないところは、足せる部分は足していただいて、あとは一般的な辞書的な説明とかもあると思いますので、用語については、市としてはこういう解釈で説明しているというスタンスで伝わればいいのかないかと思いました。

E委員からの「経験」、おそらく①のところはそういうのは入っていたと思います。学習指導要領の中身で該当するところがあり盛り込めそうでしたら入れていただけると、E委員が

おっしゃっていることがよく伝わるのではないかと思います。ご検討いただければと思います。

○A委員 先ほど議論されていたところに先に触れたいと思います。情報教育全般にあまり触れられていないのかなと少し気になっていました。情報モラルに限らず、ここでは教育の質の向上と情報活用能力の育成というのがあるのですが、情報を活用しなくても情報システムを活用することはあると思うのです。それが抜けているなというのが気になっています。それも昔お話ししたように、文具としての情報機器ということを考えて時に、この ICT を活用した教育の質に入るのかどうかというのが少し疑問だと思います。ぜひ、子どもたちが活用するほうについて、もう少し何か触れられてもよいと思います。ポジティブなほうもあるし、ネガティブなほうもちろんあるのですが、両方がうまく共存されているとありがたいということですね。

それから、生きる力に関してです。調べたのですが、おそらく文科省が出してきている資料そのものに①から③の番号を振ったという形のように見えました。こういうまとめ方をしているものに対して、引用する時に難しいのは非常によく分かるので、どのように引用していると伝えたらいいのか、ご検討いただければいいとは思いますが。この①から③はそうであると説明するのが一番素直なのかと思います。

それから、35 ページの「現状」のところにあります「スクールカウンセラー」は用語解説に入っていないのですが、「スクールソーシャルワーカー」が入っていますので、ぜひ対応付けて解説いただいたほうがよろしいのかと思います。

54 ページの指標のところ、「国の示すネットワーク推奨帯域」というのが用語解説のほうにも書かれているのでおおよそ検討はつきますが、もし、法令的な表現が可能であれば、それも引用していただけるとうれしいかなと思います。

最後なのですが、42 ページの4-2-①のところですね。「意識改革」というのと、「教員一人ひとりがタイムマネジメントを意識する」について、大変よろしいのかなとは思いますが、意識してもどうにもならないような環境もあるかもしれないと昨今では認識します。そうすると、一人の責任みたいなものが強く出過ぎてしまっている表現なのではないかという危惧を覚えました。管理職、それから教育委員会も含めた、総合的な意識改革とすべきかもしれません。ただ、意識なのかなというのが一番引っかかっているところです。もう少し具体的な、もしくは客観的な説明があってもいいのではないかという気がしました。

○委員長 大きいところでいくと、まずは ICT の部分ですね。学習面でのもう少し積極的な文言もあったほうがいいのではないかということです。それから「意識改革」についてですが、上の文章によると、「業務の効率化」とか「指導体制の充実」という言葉があるので、そのプラスアルファとして意識改革の面での取組という流れだと思いました。ここは意図的に、4-2-①はこれにしたというのがあるのであれば、活かしてもいいのかなと思います。もし、ないのであれば、本人の問題だけではないところにも少し意味合いを込めているのではないかという指摘です。このあたりいかがでしょうか。事務局から何かございますか。

- 佐藤指導課長 非常に大事な視点を先ほど来、委員の皆さまからいただいていると思います。その中で、こちらに盛り込める分量や内容などという部分も当然ある中で、さらに詳しいところについては、毎年策定する「学校教育の指針」、先ほどの、例えば ICT の活用、情報、メディアリテラシーのこと、それから教員の働き方、意識変容と行動変容という部分では、こちらに少し詳しく書かせていただいているということでご理解いただけたらと思います。
- F委員 一通り見せていただいて、少な過ぎてもいけないですが、あまり盛り込み過ぎてもいけないと思っています。それなりのバランスというか、ある程度、それぞれ個別の計画などが出るのであれば、そちらで具体的に進めていただければいいのではないかと思います。私はこれで十分ではないかなと思っています。
- 委員長 大事なご指摘で、ここにはないからといって取り組まないわけでもありませんし、あとは、誤解が生まれないう、また、言葉が一人歩きしないように、骨格や幹をつくるのが大事かと思っています。
- OG委員 人権教育のところはどうしたら伝わるのかと考えていました。36 ページの人権教育の推進で、「知識と理解を一層深め」というところの知識は、いろいろとこれまで話題になったと思います。
- 先ほど、指導課長からもあったように、東京都では、「人権教育プログラム」を基に、子どもたちの人権教育を推進しているところがあるので、この人権教育の解説として、用語で後ろのほうに「人権教育プログラム」というのを入れ込んで、さらに1番から15番まで、実践項目が載っているの、そういったものを載せておくと、実際にこういったプログラムをやっていますというのが伝わると思ったので、ご検討をお願いします。
- 委員長 例えば人権教育というワードを拾って、東京都の人権教育プログラムの概要のようなものを示すということですか。
- 佐藤指導課長 今、ご指摘いただいた内容で、どのように分かりやすく盛り込めるかどうか、も検討させてください。
- 委員長 このプログラムは、そんなに頻繁に改訂はされてはいないですか。
- 佐藤指導課長 東京都が毎年作成して、大幅に変えるわけではないですが、毎年少しずつ改訂して、人権教育に力を入れていますので、全教員に配布しているものでございます。
- 委員長 例えばホームページなどを見たら、結構具体的なことが載っているのですね。では、決定版というよりも、そういう感じで参照できるような用語解説もいいかもしれないです。具体的なイメージができるからいいと思います。
- B委員 37 ページの「きめ細かな教育の充実」の2-2-②の不登校児童・生徒への支援ということで書いてありますが、私としては、不登校傾向の児童・生徒への支援についてもここで書いておくとよいと思いました。不登校傾向の児童・生徒も当然ここに入っているとは思いますが、取り方によっては不登校になってしまった児童・生徒に対しての対応に読めます。学校教育は、その前段階でもかなり力を入れていますし、それがきめ細かな教育の充実につながっていくと思います。

教員のほうが、不登校傾向と不登校というように分けている部分はあるのですが、不登校傾向があるような子に対しても支援をしています。2-2-②に記載されている取組を実際に不登校傾向の子たちにも同じようにしているの、そういう文言があってもいいのかなと感じました。

○E委員 今、B委員がおっしゃったのは2-2-①にそのまま書いてあるのではないのでしょうか。違うことをおっしゃっているのでしょうか。「学校生活における意欲の向上や不登校の未然防止に活用します」等と書いてあると思うのですが、これではない、別の文を2-2-②に必要だというご意見でしょうか。

○委員長 B委員、いかがですか。2-2-②も、広く不登校リスクや傾向のあると入れたほうがいいのではないかというご意見ですか。

○B委員 2-2-①が含まれていると言えそうかもしれませんが、2-2-②の書いてある文言も、実際に不登校傾向になりそうな生徒に対して学校の現場は対応しているということです。

○佐藤指導課長 未然防止の①にもそういった意味は含まれておりますし、一方で、B委員が話されている不登校傾向の児童・生徒に対してという部分ですが、いわゆる30日休まないと支援しないよというようなことではもちろんありません。週1日休んでいても、年度末には30日に達して不登校というカウントをされてしまう中で、既に校長先生の学校も含めて、不登校傾向にある段階で、適切に把握して支援を始めていただいていると私どもも理解しているところです。

○委員長 ②が何か少し補足があれば、それを入れるようにしましょう。不登校のリスクがあったり、傾向があったりということはあり得ることなので、「児童一人ひとりの状況に応じた支援」のところにそういうのも入っているでしょうね。見出しだけ見ると、おそらくB委員がおっしゃったように、本当に不登校に定義されている子だけになってしまうかもしれません。

○B委員 一般市民が見た時に、だいたい不登校と言え、その30日どうのというのは分からないのかもしれませんが、見る人は見ると思います。もう少し伝わりやすい表現だとよいと思いました。

○委員長 例えば、「各学校内に子どもたちが教室以外で過ごすことができる」といったことが入れれば分かるかと思います。不登校とは限らない、子どもたちに常に厚いサポートしているというのがあるとよいと思います。

○佐藤指導課長 ここに書いてある不登校というのは、繰り返しになりますが、30日続いている子だけではないのだという意味も含まれているというところで、ご理解いただけたらと思います。何日間か休み始めたら、この子も不登校傾向だな、不登校だなというのは、保護者の方も含めて認識ができるかと思っております。不登校傾向、不登校という分け方ではなくて、包含した考え方となります。

○委員長 かえって書かないほうがいいのかもありませんね。

○職務代理 それは用語解説を活用してもいいかなと思います。「不登校」という見出しがあっ

て、用語を引っ張ってきて、そこでこの日数のことを説明しつつ、不登校傾向にある子どもたちを排除するものではもちろんないということが明確になるようにすると、今の37ページの書きぶりを大きく変更することなく補うことができるかなと思いました。

○委員長 用語ですか。

○職務代理 「不登校」という用語を一つ加えるということです。解説の中で、“「不登校」というのは厳密にはこういう意味ですが、そこにとられるわけではなくて、傾向にある子どもたちへの支援もきめ細かにやっていきます”ということを書いておくといいのではないのでしょうか。

○委員長 いいかもしれませんね。37ページにある「不登校」というところに用語解説を入れて、あらゆるリスクを見逃さずに、きちんとケアをしていくということですね。ご検討いただければと思います。

○職務代理 58ページの基本施策10の「指標の考え方」に「児童生徒の健康状態を把握でき」の「児童生徒」の間に中黒を入れるのがこの計画の中ではもしかしたら適切なのかなと思っています。ついでに申し上げますと、この中で、「児童・生徒」と「子どもたち」、「子ども」という表記が混在しているというのは前回も出たと思うのですが、例えば37ページの施策の展開2も、最初の「子どもたちの心身の健やかな成長に向けた」という書き方をしている、これは「子どもたち」でよいかどうか。

下の2-2-③を見ていくと、「幼児」という言葉も出てきて、児童・生徒ではくくり切れないことを言おうとする時に、「子どもたち」という言葉が出てくるのかなと想像していたのですが、例えば40ページの施策の展開3の冒頭の2行目に、「地域全体で子どもたち」という言葉が出てきて、その下は「児童・生徒」という言い方が出てきて、最後の3-3-③の情報発信で、「みんなで子どもを育てる」という言い方が出てきます。さらには50ページの、基本施策の7の主な課題の最初は「子ども」という言い方をしている、これは就学があるからかなと思ったのですが、右の51ページのほうに目を転じますと、こちらは「児童・生徒」という書き方をしています。何らかの意図があって使い分けているのであればこのままでももちろん結構なのですが、もしそうではない場合には、「児童・生徒」に統一するのがよろしいのかと思いました。

○委員長 「地域全体で子どもたちの成長」というのと「地域全体で児童・生徒の」、少しニュアンスが変わりますね。地域なら子どもでもいいような気がします。そのあたりは、緩やかな定義をつくって、どちらにも該当しそうというところは、文脈をとらえて、意図的に使うというようにすれば少し解消するかと思います。

○A委員 23ページに「インクルーシブ教育システム」という言葉があります。もちろん「システム」というのが計算機システムでないとは分かっているのですが、用語解説のほうで、インクルーシブ教育にわざわざ付けた「システム」の部分が明確でないと感じながら読みました。仕組みという言葉が使われているので、おそらくそこにかかっているのだろうとは理解するのですが、インクルーシブ教育は何となく聞いたことがあっても、システムまでは聞

いたことがないので、どういうことなのだろうというのが少し腑に落ちない感じで用語を解説されていましたので、もう少し明確にさせていただけるとありがたいと思います。

○委員長 その後、施策のところも44ページとかに出てきますね。用語解説のアスタリスクを「インクルーシブ教育」で付けたほうがいいのか、「システム」に付けたほうがいいのか。

○職務代理 解説を読むと、仕組みのことを言わんとしているのかなと思います。つまり、4行目、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり」と。仕組みのことを強調したい、制度のことを強調したいから、システムまで含めて概念として使っているのかなと受け止めました。

○野津統括指導主事 「インクルーシブ教育システム」というところで、障害者の権利に関する条約、第24条の言葉として出ているものになります。皆さんがおっしゃるとおり、多様性を尊重し、社会に効果的に参加することを目的とし、障害の有無にかかわらず共に学ぶ仕組みになります。その中で、仕組みとしては、内容として一般的な教育制度から配慮されて、必要な配慮等がなされているということになります。

○委員長 そうすると、用語解説で「仕組みである。」と丸でするのがいいでしょうかね。

○A委員 おそらく、この非常に長い文章が1文だということが難しくなっていると思いますので、おっしゃるとおり、切ったほうがいいと思います。

○職務代理 障害者の権利条約にその文言があるということであれば、その旨も記載があると理解が助けられるかなと思いました。

○委員長 では全体について、よろしいでしょうか。

それでは、本検討委員会自体は、本日で終了となります。ご意見は今回でほぼ出尽くしたと思います。今後、事務局で最終確認や仕上げがあると思いますので、よろしく願いいたします。

---

## ◎議 題

### (2) その他

○委員長 では、議題の(2) その他ですが、まずは事務局から何かありますか。

○臼井教育総務課長 今後についてご説明させていただきます。まずは、今、委員長からご説明ありましたとおり、本検討委員会につきましては今回で最終回となります。皆さまには、お忙しい中、会議の時間をつくっていただきまして、また闊達なご協議をいただきまして、ありがとうございました。本検討委員会終了も、まだまだわれわれの作業は続きまして、ご意見等がありましたら、こういった検討委員会の場ではございませんが、メール等で事務局まで頂ければ幸いです。よろしくお願いいたします。

また、今後予定されております市議会、あるいは教育委員会で計画素案を協議した後、おそらく3月の後半か4月ぐらいに計画素案に関するパブリックコメントというのがございます。パブリックコメント自体にももちろん委員の皆さまからいろいろご意見いただいても構いませんし、パブリックコメントを諮った中で、皆さまからの意見に対する修正を加える場面

もでございます。そういったことがございましたら、軽微なものにつきましては、委員長にご一任をいただきまして対応してまいりたいと思います。万が一大きな修正が出てしまった場合には、改めて、おそらくはメールの形になるかと思いますが、皆さまにご協議いただける場面も出てくるかもしれませんので、そういうことがございましたらご協力のほうを引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

では、最後になりますので、齋藤部長のほうからご挨拶を申し上げたいと思います。

[教育部長より挨拶]

○**臼井教育総務課長** 続きまして、委員の皆様からも、最後でございますので、何かご意見で感想等を頂ければと思います。

[各委員より挨拶]

○**臼井教育総務課長** ありがとうございます。来年の3月、4月ぐらいにパブリックコメントを実施しまして、その後、6月の議会で計画原案というものを出す予定です。その後、教育委員会で計画決定していくことを考えております。おそらく来年の6月か7月ぐらいに計画の冊子ができるのではないかと考えています。出来上がりましたら、皆さまに郵送にて送らせていただこうと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

事務局からの連絡は以上でございます。

○**委員長** ありがとうございます。

では、本日の議題は以上であります。何かございますか。委員の皆さんは大丈夫でしょうか。本当に皆さん、大変なことが続いたかとも思うのですが、今後また、特に事務局の皆さんにはお世話になります。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日は以上で締めたいですが、よろしいですか。

では、本当に皆さん、長時間にわたって、遅い時間にありがとうございます。これにて今回終了したいと思います。どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

午後7時59分